

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を50万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月9日

平成22年7月9日付けの賞与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、50万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年8月18日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が22年8月27日に船員保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年8月から22年7月までの標準報酬月額については、20年8月から21年3月までは1万2,000円、同年4月から22年6月までは240円、同年7月は270円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月から22年9月1日まで
年金事務所から、年金記録に統合されていない船員保険の被保険者記録があるとの連絡を受けた。

申立期間においては、A社が所有する船舶に乗船していたはずなので、当該期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿において、資格取得欄が空白となっているものの、昭和22年8月27日付けで船員保険の被保険者資格を喪失している申立人と同姓同名、かつ生年月日が同一である者についての基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）においても、上記被保険者名簿と同様に、資格取得欄が空白であり、資格喪失日が昭和22年8月27日と記録されている基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録が確認できることから、申立期間当時、社会保険出張所における記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

ところで、申立期間における勤務の開始時期について、申立人は、「終戦後、期間を空けることなく、A社の船に乗った。」と述べているところ、厚生労働

省から提出された「帰還者カード」には、申立人が昭和20年8月17日付けで解用されたことが記載されていることから、当該記録は、申立人の記憶とおおむね符合するとともに、B社から提出された在籍船員記録表には、日付が明確ではないものの、申立人が当該期間を含む19年9月から22年8月までにおいて、A社に在籍していたことが記録されている。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人に係る船員保険被保険者記録であること、A社における申立人の資格取得日は昭和20年8月18日であること、及び事業主は、申立人が22年8月27日に船員保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和20年8月から22年7月までの標準報酬月額については、20年8月から21年3月までは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ1万2,000円、21年4月から22年7月までは、申立人のA社に係る旧台帳の記録から、21年4月から22年6月までは240円、同年7月は270円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年8月27日から同年9月1日までについては、申立人は退職時期について、「昭和22年8月末まで在籍していたと思う。」と主張しているところ、上記在籍船員記録表により、申立人が22年8月までA社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「保険料の控除が確認できる資料を保管していない。」と回答していることから、昭和22年8月に係る船員保険の保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、同僚とは連絡が取れないため、申立人に係る船員保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年4月から同年9月までは30万円、同年10月は32万円、同年11月から8年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは26万円、11年4月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間のうち、平成6年4月から9年9月までは履行していないと認められ、11年4月から同年8月までは明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から平成 11 年 9 月まで
申立期間について、A社に勤務していたときの標準報酬月額の記録が当時の給与より低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月から9年9月までの期間及び11年4月から同年8月までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、32万円から36万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、26万円から32万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確

認できる保険料控除額から、平成6年4月から同年9月までは30万円、同年10月は32万円、同年11月から8年9月までは28万円、同年10月から9年9月までは26万円、11年4月から同年8月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間のうち、平成6年4月から9年9月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元事業主も死亡しているため確認することができないが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ、11年4月から同年8月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり事業主から確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から11年3月までについては、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成3年3月、同年9月、4年7月、同年10月、5年3月から同年7月まで、6年1月及び同年2月については、給与明細書等において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和40年5月から平成3年2月まで、同年4月から同年8月まで、同年10月から4年6月まで、同年8月、同年9月、同年11月から5年2月まで、同年8月から同年12月まで、6年3月及び11年9月については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立期間のうち、昭和40年5月から平成6年3月までの期間及び11年9月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間③のうち、平成24年7月及び同年8月の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる23年6月は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、24年7月及び同年8月の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月から20年6月まで
② 平成20年7月から23年4月まで
③ 平成23年5月から24年8月まで

A社における申立期間①、B社における申立期間②及びC社における申立期間③について、27万円から44万円までの給与が支給されていたが、厚生年金保険の標準報酬月額は15万円と記録されているので、実際の給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成18年1月から24年8月までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②並びに申立期間③のうち、平成23年5月から24年6月

までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間③のうち、同年7月及び同年8月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初15万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年10月28日付けで、23年5月から同年8月までは36万円、同年9月から24年8月までは38万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の36万円又は38万円ではなく、当初記録されていた15万円とされている。

しかしながら、当該期間のうち、平成24年7月及び同年8月について、C社から提出された給料明細書により、申立人は、当該月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる23年6月は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の平成24年7月及び同年8月の標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間③のうち、平成23年5月から24年6月までについて、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、平成23年5月から同年7月までの期間及び同年10月から24年6月の期間までについては、C社から提出された給料明細書により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間③のうち、平成23年8月及び同年9月については、給料明細書は無いものの、当該月の前後の期間に係る上述の給料明細書から判断すると、同様の保険料控除方法であったと考えるのが自然であり、当該月においても、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないものと推認できる。

このほか、申立期間③のうち、平成23年8月及び同年9月において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、A社からの給与振込みが確認できる月の当該振込額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であることは確認できる。

しかし、申立人は、当該期間の保険料控除額が分かる給与明細書等の資料を保管しておらず、税務関係資料は保存期限経過のため確認できない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関連事業所であるB社に照会しても、「A社は既に事業所として無く、同社に係る貸金台帳等の資料は保管していない。」と回答していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されたなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、上記預金通帳の写しにより、B社からの給与振込みが確認できる月の当該振込額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であることは確認できる。

しかし、当該期間のうち、平成21年1月から23年4月までについて、申立人から提出された所得課税証明書に記載されている社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた合計額とおおむね一致していることが確認できる。

また、当該期間のうち、平成20年7月から同年12月までについては、申立人は給与明細書等の資料を保管しておらず、税務関係資料は保存期限経過のため確認できない上、B社は、「申立期間②に係る貸金台帳等の資料は保管していない。」と回答していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されたなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

A社に昭和42年3月11日に入社してから51年6月30日に退社するまで、仕事内容は変わっておらず、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録によると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間に係る厚生年金保険料については、申立人の給与から控除したと思われる。」と回答している。

さらに、A社B出張所に係る厚生年金保険被保険者原票及び同社（本社）に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に同社同出張所の資格喪失日が昭和44年9月30日、同社（本社）の資格取得日が同年10月1日と記録されている者は申立人以外に11人確認できるところ、このうち3人の同僚は、「給与から厚生年金保険料が控除されなかった記憶は無く、申立期間の前後で勤務内容等に変化は無かった。また、申立期間当時、B出張所における給与計算及び社会保険の事務は、本社が行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業所台帳によると、A社B出張所は昭和44年9月30日に厚生年金

保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該期間に係る被保険者資格は同社（本社）において有すべきものであることから、申立人の同社（本社）における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年10月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所(当時)に納付したと思われる。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月4日

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された申立人に係る「賞与明細照会」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8818

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、いずれも20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 18 日
② 平成 16 年 7 月 20 日

申立期間について、賞与の記録が無いが、A社から賞与の支払を受けていたことは間違いないので、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細書（一覧）」により、申立人は、申立期間①は28万円、申立期間②は30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、いずれも20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細書（一覧）」により推認できる保険料控除額から、いずれも20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8819

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月
申立期間において、賞与が支給されたかどうか、はっきりと覚えていないが、記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると同時に、商業登記簿謄本によると、同社は同年 12 月 * 日に解散し、清算終了していることが確認できることから、同社の元清算人は、申立期間に係る賃金台帳を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記元清算人から提出された申立期間の賞与に係る資料によると、申立人が申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については確認できない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳においても、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8820

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 22 日から 2 年 4 月 2 日まで
② 平成 17 年 3 月頃から同年 11 月頃まで

申立期間①について、厚生年金保険被保険者記録が無い期間ではあるが、A社に継続勤務しており、健康保険証を使用し、病院で診察を受けた記憶がある。申立期間②について、B社から健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿謄本によるとA社は平成17年11月*日に解散している上、同社の元事業主は、「会社を清算する時に当時の資料を廃棄したため、保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であった同僚は、「申立人を記憶しているものの、申立期間においてA社に勤務していたかどうかは不明である。」と証言しており、他の同僚からも申立人の当該期間における勤務実態に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人と同様に、A社に係る厚生年金保険被保険者期間が2回あり、その間が空白となっている複数の同僚に照会を行ったものの、同社の給与明細書を保管している者はおらず、厚生年金保険の取扱いについても不明としている。

加えて、申立人は、申立期間①において健康保険被保険者証を使用し、病院で診察を受けた記憶があるとしているものの、申立人が申立期間当時、住民登録を行っていたC市に照会を行ったところ、申立人は、当該期間において国民健康保険の被保険者である旨回答している上、オンライン記録によると、当該

期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、B社の元清算人から提出された人事記録によると、申立人は、平成17年4月1日に同社に採用され、同年5月23日に退職していることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成17年4月分給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同年5月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていない上、同年4月の厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料が返金されていることが確認できる。

また、上記元清算人から提出された申立人に係る「平成17年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄において、社会保険料等が控除されていないことが確認できることから、B社において給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間②において健康保険被保険者証を使用し、病院で診察を受けた記憶があるとしているものの、申立人は、当該期間においても国民健康保険の被保険者であること、及びオンライン記録によると、当該期間について国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
申立期間について、A社（現在は、B社）で一緒に仕事をしていた私の兄には厚生年金保険の被保険者記録があり、私には記録が無いことに納得できないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、昭和 49 年 11 月 20 日資格取得、50 年 4 月 25 日離職とされていることから、申立人は、申立期間のうち、同年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日までにおいてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の在籍、厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時の事務担当者であったとされる同僚に照会を行ったものの回答を得ることができず、他の複数の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社の申立期間に係る事業所別被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。